

平成 29(2017)年 4 月 27 日

保護者 様

大阪市立豊新小学校
校長 川崎 俊己

台風接近・地震等の非常災害時に伴う措置について 家庭掲示用

陽春の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は、本校教育活動の推進にあたり何かとご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、次のような場合は大阪市教育委員会の指示により、臨時休業の措置をとりますのでお知らせいたします。

記

【臨時休業となるとき】

○午前 7 時の時点で、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令中の場合、「臨時休業」とします。

※午前 7 時以降に「暴風警報」もしくは「特別警報」が解除になっても、その日は臨時休業となります。

※大雨・洪水警報だけの発令中は、臨時休業とならず、平常通りの授業を行います。

※暴風警報が発令されていない場合でも、風雨が強くなることが予想される時には、登校に十分気をつけるようにご指導ください。

○地震等により、午前 7 時現在、JR 大阪環状線、および大阪市営地下鉄（ニュートラムを含む）の双方が全面運休しているときは、「臨時休業」とします。

【集団下校をする場合】

○授業実施中であっても、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合は、通学路の安全確認、及び、ご家庭の在宅が確認でき次第、授業を中断して、地区別集団下校となります。つきましては、ご家庭を不在にされる場合は、緊急連絡で迎えに来ていただくことになりますので、ご了解ください。

◇学校が臨時休業となった場合は「いきいき活動」もお休みです。